

平成30年3月22日
建設・技術課 入札・契約担当
担当者 佐伯、高治
内線 2746 直通 0952-25-7102
E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

(1) 対象業者：大成建設株式会社 代表取締役 村田 誉之

(東京都新宿区西新宿1-25-1)

登録業種：土木一式工事—特A級、建築一式工事—A級、とび・土工・コンクリート工事—A級、電気工事—A級、管工事—A級、しゅんせつ工事—登録()、水道施設工事—登録()

()「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成30年3月23日 ～ 平成31年3月22日(12か月)

(2) 対象業者：鹿島建設株式会社 代表取締役 押味 至一

(東京都港区元赤坂1-3-1)

登録業種：土木一式工事—特A級、建築一式工事—A級、とび・土工・コンクリート工事—A級、石工事—登録()、屋根工事—登録()、電気工事—A級、管工事—A級、タイル・れんが・ブロック工事—登録()、鋼構造物工事—A級、舗装工事—A級、内装仕上工事—登録()

()「登録」とは、等級の区分を設けていない建設工事の種類における入札参加資格を指す。

期 間：平成30年3月23日 ～ 平成31年3月22日(12か月)

2 指名停止の理由

大成建設株式会社の元役員および鹿島建設株式会社の従業員が、東海旅客鉄道株式会社の発注するリニア中央新幹線建設工事に関して、平成30年3月2日に独占禁止法違反(不当な取引制限)容疑で、東京地方検察庁に逮捕されたため。

3 指名停止期間の根拠

両社は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2（その2）第2号（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については、（短期）12か月以上（長期）36か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当していないため、12か月とする。

4 平成28・29年度受注実績

なし